荒川第二·三調節池環境保全懇談会 規約

(趣 旨)

第1条 本規約は、「荒川第二・三調節池環境保全懇談会」(以下「懇談会」という)の運営について、必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 懇談会は、荒川第二・三調節池が、将来にわたり生活の場、豊かな自然環境の場、 及び市民の憩いの場などとして地域に愛される存在となるよう、自然環境の保全・創出と それに伴う維持管理の観点から、調節池の将来像についての意見交換を行うことを目的と する。

(組 織)

- 第3条 懇談会は別紙に掲げる委員及び団体をもって構成し、事務所長が委嘱する。
- 2 委員及び団体の任期は懇談会の目的を達成したときまでとする。

(座 長)

- 第4条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は会務を総括し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。
- 2 各団体からの出席者は、その構成員1名とする。
- 3 懇談会は、必要に応じて委員及び団体以外に意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、荒川上流河川事務所河川環境課が行うものとし、懇談会の運営 に関して必要な事務処理を行うものとする。

(情報公開)

第7条 懇談会及び懇談会資料は原則として公開とし、公開の方法については懇談会でこれ を定める。

(雑 則)

第8条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成31年2月28日から施行する。